

第7章

エジプト経済と欧州・地中海自由貿易圏構想

——構造改革への触媒としてのエジプト・EU連合協定——

内田 政義

はじめに

欧州連合（EU⁽¹⁾）15カ国と地中海南・東岸の12カ国・地域（Mediterranean Partner Countries: MPC⁽²⁾）は、1995年にバルセロナで開催されたEU・地中海諸国サミットで共同宣言を採択した。このバルセロナ宣言では、2010年を目途とする欧州・地中海自由貿易圏（Euro-Mediterranean Free Trade Area: EMFTA）の創設を核とした、政治、経済、社会における一層の包括的協力が謳われている（欧州・地中海パートナーシップ）。これを実現するために、EUとMPC各国・地域との間で連合協定（Association Agreement）が個別に交渉され、関係強化が図られている（バルセロナ・プロセス⁽³⁾）（表1参照）。

本章では、エジプトがEUと締結した連合協定について、その中核をなす自由貿易条項をはじめとする通商・経済関係の規定を取り上げる。まず第1節において両者の経済関係の展開と現状を整理し、第2節では連合協定の通商関連規定そのものを検討する。ただし、連合協定の経済分野は、自由貿易協定（FTA）にとどまらない経済連携協定（EPA）というべきものであり、またEUの開発援助政策とも一体である点に留意する必要がある。第3節では、第2節で概観した自由貿易から生じるエジプトにとって否定的な影響を踏まえたうえで、その緩和と自由貿易へのスムーズな移行を後押しする手段として

のEUの財政・技術支援を取り上げる。そして最後に、こうした自由貿易による「痛み」を覚悟のうえでEUとの自由貿易を進めることの意味を、エジプトの置かれた現下の経済状況ならびに同国が目指す経済発展への方向性、とりわけ貿易・開発政策の観点から明らかにしたい。欧州・地中海自由貿易圏を有効に活用するために必要な課題についても若干触れておく。

第1節 地域間協力のなかでのエジプト・EU関係の展開

1. 欧州と地中海諸国の協力関係——バルセロナ・プロセスへ——

20世紀後半に急速に進行したグローバリゼーションは、同時に地域統合を呼び起こすものでもあった。欧州地域はとりわけ二国間・地域間の関係強化に積極的で、世界貿易機関（WTO）に通報されている208件の地域貿易協定（2004年5月時点、累積ベース）の約3分の2に、一方、もしくは双方の締結国として関与している⁽⁴⁾。

欧州の南の境界である地中海を挟んで、南北兩岸の地域協力関係は内外の国際情勢を反映しながら展開してきた。協力の端緒を開いたのは、欧州共同体（EC）が掲げた1972年に始まる「包括的地中海政策」（Global Mediterranean Policy）である。これと前後して、トルコ、キプロス、マルタとはEU加盟を前提とする連合協定（第1世代協定）が、エジプトなどそのほかの地中海諸国の多くとは基本的貿易特惠に加えて財政・技術協力を規定した協力協定（Cooperation Agreement）が締結された。その後、1980年代後半からEU加盟国の増加と、その統合の深化と同時に、EUの特惠対象国・地域の増大が起こり、地中海諸国の有する特惠は相対的に希薄化した。こうしたなか、改めて欧州の関与のあり方を示す必要が生じ、EUは1990年に「新地中海政策」を再編した。

しかし、湾岸戦争からオスロ合意による中東和平進展、あるいは北アフリ

カ地域におけるイスラム原理主義勢力の台頭という1990年代前半の中東の激動にあっては、このようなその場凌ぎ的な改編では不十分との認識が広まり、1995年11月に開催されたバルセロナ会議で一つの総合的な協力の枠組みが構築された。EU15カ国とMPC12カ国・地域が調印したこのバルセロナ宣言では、2010年までの自由貿易圏創設を核とした、政治的、経済的、そして社会的な協力が志向されている。

この構想を実現するための手段が連合協定（新世代協定）で、トルコ、キプロス、マルタを除く9カ国・地域の間で先述の三つの分野における協力を前提としつつ個別に協定内容が交渉されてきた。これは従来の通商、財政・技術協力を一層拡充するとともに、政治対話や基本的人権および民主主義の尊重、そして法の支配といった政治的コンディショナリティをも盛り込んだ包括的な協定である。EU側の動機は、地域の安定と移民流入防止が大きな割合を占めるのに対し、MPC側は近接する巨大なEU市場への輸出機会の拡大、EUからの海外直接投資の誘致、援助の拡大といった経済的比重が大きい。2004年6月現在、レバノンとアルジェリアが批准を、シリアが交渉の最終合意を待っている状況である（表1）。

2. エジプトとEU——協力協定体制の限界——

エジプトとEUの経済関係もEUの包括的地中海政策のなかで始まった。無論、歴史的にも欧州とは連綿と密接な関係を有しているが、現在にいたる体系的な経済関係の枠組みが成立したのは、1977年締結の協力協定である。これは他の協力協定同様、貿易特惠と財政・技術支援から構成されている。

貿易の枠組みの要点は、(1)エジプトの対EU工業製品輸出のほとんどを即時フリーアクセスとすること、(2)「センシティブ品目」については関税削減・撤廃の例外とし、これには繊維・布地、加工農産品が含まれることである。なお、1987年には協力協定が一部修正され、その追加議定書において(3)エジプトの一部農産品は割当量と輸出期間という二つの制約のもとで特惠措置を

表1 バルセロナ・プロセスの進捗と、アメリカとの通商関係および

	連合協定		
	交渉妥結	調印	発効
マルタ	第1世代連合協定（1971年4月発効） EU加盟（2004年5月）		
キプロス	第1世代連合協定（1973年6月発効） EU加盟（2004年5月）		
トルコ	第1世代連合協定（1964年12月発効） 対EU関税同盟（1996年1月発効） EU加盟候補国（1999年12月認定）		
パレスチナ自治政府 ¹⁾	1996年12月	1997年2月	1997年7月
チュニジア	1995年6月	1995年7月	1998年3月
モロッコ	1995年11月	1996年2月	2000年3月
イスラエル	1995年9月	1995年11月	2000年6月
ヨルダン	1997年4月	1997年11月	2002年5月
エジプト	1999年6月	2001年6月	2004年6月
レバノン	2001年12月	2002年6月	未発効 ²⁾
アルジェリア	2001年12月	2002年4月	未発効
シリア	2003年12月	未調印	—
〔参考〕リビア ³⁾	—	—	—

(注) (1) パレスチナ自治政府については「暫定連合協定」(Interim Association Agreement)が正

(2) レバノンは連合協定の貿易・貿易関連条項に関する暫定協定が、2003年3月に発効して

(3) リビアのバルセロナ・プロセス参加の足枷となっていた、同国諜報機関が関与したとき賠償合意が成立。かつ、大量破兵器開発をめぐっても、2003年12月にカダフィー大佐が計画のこれを表明したことで、2004年初めにはプロディー欧州委員長がバルセロナ・プロセス参加を歓迎は、宣言ではなく行動が大事だとして「テロ支援国家」指定を継続しているものの、2004年2リビア産原油の輸入を解禁するなど経済制裁を実質解除し、関係正常化へ向け進展している。

(4) アメリカとの関係でFTAを締結している場合は、貿易・投資枠組み協定 (TIFA)、二国間(出所) 欧州委員会、各国当局、WTO、アメリカ国務省、アメリカ通商代表部 (USTR) より筆者

WTO加盟状況 (2004年6月現在)

[参考]アメリカ ⁴⁾ FTAほか通商関係	[参考]WTO 加盟・進捗状況
-	1995年1月加盟 (1964年11月～GATT)
-	1995年7月加盟 (1963年7月～GATT)
BIT発効(1990年5月)	1995年3月加盟 (1951年10月～GATT)
-	-
TIFA調印(1999年)	1995年3月加盟
BIT発効(1993年2月)	(1990年8月～GATT)
FTA調印(2004年6月)	1995年1月加盟 (1987年6月～GATT)
FTA発効(1985年8月)	1995年4月加盟 (1962年7月～GATT)
FTA発効(2001年12月)	2000年4月加盟
TIFA調印(1999年7月)	1995年6月加盟
BIT発効(1992年6月)	(1970年5月～GATT)
-	1999年4月 作業部会(WG)設置
TIFA調印(2001年7月)	1987年6月WG設置
対シリア制裁法発動 (2004年5月)	-
イラン・リビア制裁法 適用除外(2004年4月)	-

式名称。

いる。

れるロッカビー事件について、2003年8月に米英との破棄と国際原子力機関 (IAEA) 査察の無条件受け入迎する旨、カダフィー大佐に伝えている。アメリカ月にはアメリカ人のリビア渡航制限を解除、4月には

投資協定 (BIT) を締結していても記述しない。

作成。

享受すること、として特惠対象が拡大された。このように、協力協定は貿易に関して総じてEUがエジプトに特惠を認める片務的な内容である。

財政・技術支援については、1978年以降5カ年融資議定書 (Financial Protocol) が作成され、1996年までに計4回にわたって欧州委員会から総額6億6100万ユーロの贈与、欧州投資銀行 (EIB) から8億200万ユーロの貸与がエジプトに与えられた。金額は回を追うごとに増大している。援助対象となる案件は農業と社会開発分野が中心である。

しかし、次第にこの体制では不十分なことが認識されるようになった。すなわち、すでに指摘した(1)EUの特惠対象拡散のほか、(2)関税と貿易に関する一般協定 (GATT) ウルグアイ・ラウンド交渉 (1986～94年) を通じてEUの最恵国待遇関税の低減も進んだことで、相対的にエジプトに認められた特惠利益が低下し

たこと、(3)農産加工品というエジプトにとって重要で競争力のある輸出品目が特惠対象外であったこと、(4)EUがアンチ・ダンピング (AD) 税などの保護的措置を発動し、またその紛争解決メカニズムがなく、輸出機会の現実性が保証されていないこと、といった諸問題である。また、エジプトの貿易構造に関する根本的な問題として、EUから工業品の関税を免除されても、一部の完成品と原料、中間財を除けば(そのうえこれらはしばしばAD税の対象となった)、エジプトはEU市場に輸出しうる工業品の育成にこの20数年間成功できなかったことが指摘できる。その意味で、協力協定におけるEUの片務的貿易特惠はかなりの程度「絵に描いた餅」であったといえる。協力協定から連合協定への発展的移行に際しては、こうした点にどのように取り組むかが焦点のひとつとなる。

3. 現在のエジプト・EU経済関係

エジプト・EU連合協定は2004年6月1日に正式に協力協定に取って代わった。これに先立つ同年1月1日には連合協定の通商問題にかかわる規定が暫定協定として先行発効しているが、現段階で新体制への移行が実際にどのような経済的効果をもたらしているかを測るのは時期尚早である。したがって次節以降では連合協定の内容を検討するが、その前に以下ではエジプト・EU経済関係の近年の動向についてまず整理しておく。本節の結論からいえば、EUは協力協定下においてもすでにエジプトにとって最大の経済パートナーであり、したがってEUとの連合協定はエジプト経済に大きな影響を与えるものとして注目されるのである。

(1) 貿易関係

2002/03年度のエジプトの貿易動向をみると、輸出においてEU15カ国はアメリカ(構成比37.3%)に次いで第2位(34.1%)、一方、輸入ではアメリカ(25.2%)を上回る34.5%を占め、往復貿易額は79億550万ドルと最大の貿易相

表2 エジプトの地域別貿易相手

(1) 輸出	金 額			構成比
	2000/01	2001/02	2002/03	2002/03
総額 (その他含む)	7,078.2	7,120.8	8,205.4	100.0
EU	2,007.2	2,099.2	2,796.9	34.1
EU以外の欧州	322.8	378.8	377.1	4.6
アメリカ	2,889.2	2,621.1	3,056.9	37.3
アラブ諸国	816.7	942.7	934.2	11.4
アジア諸国	765.9	836.0	859.2	10.5

(2) 輸入	金 額			構成比
	2000/01	2001/02	2002/03	2002/03
総額 (その他含む)	16,441.3	14,637.3	14,820.3	100.0
EU	6,145.1	5,296.6	5,108.6	34.5
EU以外の欧州	1,266.9	1,322.7	1,365.5	9.2
アメリカ	4,414.9	3,684.0	3,732.1	25.2
アラブ諸国	754.3	847.5	866.3	5.8
アジア諸国	2,553.8	2,096.9	2,189.5	14.8

(出所) エジプト中央銀行。

手であった。EU以外の欧州も輸出先として4.6%、輸入先として9.2%の比率をもつことから、2004年5月に実現したEU25カ国体制への拡大は、エジプトの対EU貿易依存度をさらに深めることとなろう(表2)。

EU側統計⁽⁵⁾でエジプトとの貿易を品目別(HSコード2桁分類, 2002年値)にみると、エジプトの輸出は鉱物燃料が43.1%と圧倒的で、その他の主要品目もニット衣類(構成比6.5%)、アルミニウム(5.3%)、綿花(5.1%)、そして野菜(3.7%)といったように、一次産品が主体である。輸入は一般機器(23.7%)、電気機器(11.7%)が多く、乗用車(4.8%)、医薬品(4.7%)、光学・精密機器(4.7%)などと工業品が続く。

(2) 外国直接投資(FDI)

エジプトのFDI流入額では、EUが2001/02年において5億3200万ドルのう

ちの68.3%、2002/03年度では8億9190万ドルのうちの65.5%を占めるなど、最大の投資元となっている。最近ではEUの資本家はエネルギー部門、食品部門、観光部門などへ大型の投資を行っている。

エネルギー部門では液化天然ガス（LNG）の輸出計画が活発化している。2001年4月にはBGグループ（イギリス）とエディソン・インターナショナル（イタリア）などがアレキサンドリア東部に天然ガス液化工場を9億ドルで建設する契約に調印している。ウニオン・フェノサ（スペイン）もダミエッタで天然ガス液化工場におよそ10億ドルを投資する。2002年1月にはガス・ド・フランス（フランス）がBGやエディソンが出資するエジプシャン・LNGとの間でLNG長期売買契約を締結、同社への出資も計画している。

食品部門では、ハイネケンNV（オランダ）がエジプトの有力酒造・飲料メーカー、アル・アハラーム・ピバレッジ社（ABC）を2002年10月に約2億9000万ドルで買収した。観光部門では、2002年11月にACCOR（フランス）が、カイロのホテル・旅行会社の株式を4000万ドルほどで買い取っている。

なお、FDIの累積額（1970年から2002年末まで。認可ベース）をみると、EUからはイギリス（構成比11.3%）、オランダ（5.7%）、イタリア（3.1%）、が上位にランクしている。

③ その他の経済関係

エジプトは経常収支上、慢性的かつ膨大な輸入超過を、石油輸出、スエズ運河通行料収入、観光収入、海外送金の4大外貨収入源で補填する構造にある。2002/03年度でみると、148億2030万ドルの輸入支払いに対して、非石油輸出は50億4460万ドルと遠く及ばず、石油輸出31億6080万ドル、スエズ運河収入22億3620万ドル、観光収入37億9640万ドル、海外送金29億6260万ドルで賄い、結果として2年続けて経常収支の黒字を確保している。

最大の外貨収入をもたらす観光部門についてしてみると、2001/02年の受け入れ観光客数434万1000人のうち、ドイツ、イタリア、イギリス、フランスのEU加盟4カ国で過半数を占めている。出稼ぎ労働者による本国送金（国際

収支上、経常移転収支の項目に計上される)においては、EUからは最大のドイツでも全体の4.2%にとどまっている(2002/03年)。これは、エジプト人労働者のほとんどが湾岸のアラブ産油国かアメリカに出稼ぎに出るためである。

エジプトの対外債務は2001/02年期末時点で対GDP比40%の286億6000万ドルに達し、EU諸国を合計すると36.6%にのぼる。内訳はフランス(構成比15.7%)、ドイツ(9.4%)、イタリア(3.6%)、スペイン(3.0%)である。国家単位ではアメリカが最大の19.3%である。

4. 連合協定の概要

EU・エジプト連合協定は、8部92条からなり、バルセロナ・プロセスに則って、政治・安全保障、経済・金融、そして文化・社会の3分野を包摂している。本協定の目的は、(1)政治対話の枠組みを設置、(2)財・サービス・資本における一層の貿易自由化、(3)対話と協力を通じたバランスのよい経済・社会関係の構築促進、(4)エジプトの経済的・社会的発展への寄与、(5)平和的共存と経済的・政治的安定のための地域協力支援、(6)上記以外の分野における相互理解のための協力促進、である。具体的には、8部の構成は以下のようになっている。

- ・第1部：政治対話(第3～5条)
- ・第2部：財の移動の自由(第6～28条)
- ・第3部：開業の権利およびサービスの提供(第29～30条)
- ・第4部：資本移動および他の経済的事項(第31～38条)
- ・第5部：経済協力(第39～61条)
- ・第6部：社会的事項・移民事項・文化的事項に関する対話と協力(第62～71条)
- ・第7部：財政協力(第72～73条)
- ・第8部：制度的・一般的・最終規定(第74～92条)

なお、これに先立つ第2条においては、両者の関係および連合協定の全条

項は、世界人権宣言で謳われた民主主義の擁護と基本的人権の尊重に基づくものであると明確に規定されている。この思想は、EUの開発協力政策は民主主義、法の支配、そして人権と基本的自由の尊重という目的に貢献すると定めたマーストリヒト条約(1993年発効。1999年アムステルダム条約発効)130条に由来するものである。

(1) 政治的側面

両者間の関係をより強固なものにするため、定期的な政治対話の枠組みが創設される。この目的は、(1)相互理解の増進と、国際問題についての立場の共有、(2)一方がもう一方の立場と利益を考慮できるようにすること、(3)域内の安全と安定の強化、(4)共同イニシアチブの促進、となっている。

政治対話は、閣僚レベルでは連合理事会の枠組みに基づき、また高官レベルのほか、欧州議会とエジプト人民議会の間でも行われる。

(2) 社会的側面

社会的問題に関する定期対話もまた規定されている。これはとくに、合法的に居住する労働者への平等な待遇とホスト国における現地社会への統合を双方に求めるものである。優先的に取り組むべき課題としては、(1)エジプトの生活水準向上や雇用創出を支援することで移民圧力を低減、(2)女性の地位向上と社会的役割の拡大、(3)エジプトの家族計画や母子保護計画の発展、などがあげられている。

バルセロナ・プロセスにおいて、移民問題はEU側の最も差し迫った現実的問題である。アラブ世界では多くの国が年率3%前後の人口増加を示しており、労働市場に流れ込む若年労働力を吸収しきれないでいる。国内で職を得られない人々がEUに(不法)移民として流入し、治安面を含めEUの社会問題となっている。しかしながら、エジプトの海外移民は190万人にすぎず、そのほとんどは湾岸産油国への出稼ぎ労働者のため、EU・エジプト関係においてはチュニジア、モロッコのようには主要な問題とはなっていない。

(3) 制度的規定

連合協定の目的を達するために、連合協定では、連合理事会、連合委員会、作業部会の設立が規定されている。年に一度開催される連合理事会は、欧州理事会の構成員と欧州委員会委員、およびエジプト政府のメンバーで構成され、連合協定の目的を達するために必要な措置をとる権限を有し、これは両者に対して法的拘束力をもつ。連合理事会はその下に連合委員会を設置し、本委員会は連合協定の実施に責任をもつ。連合理事会は完全もしくは部分的な権限を委員会に委譲する。両者間での意見の食い違いに対しては、連合理事会により第三者の仲裁者が指名され、多数決により裁定がなされる。

第2節 連合協定における通商関連規定の検討

エジプトは1970年にGATTに加盟している。1986年に始まるGATTウルグアイ・ラウンドにも積極的に参画し、1995年にWTOが設立されると同年中にその加盟国に移行した。WTOでは最恵国待遇が原則であるが、二国間のFTAはWTO協定第24条に基づいている場合、その例外として認定される。このような二国間・地域間のFTAでは、多国間のWTOよりも交渉合意が容易であり、一般により踏み込んだ自由化が可能となる。逆にいえば、エジプトとEUのFTAを検討するうえではエジプトのWTOへの関与の度合いもまた前提として押さえる必要がある。これについては、本書の第2章（野口論文）を参照されたい。以下、本節では連合協定がどのように経済的枠組みを規定し、それが1977年以來の協力協定とどう異なるのかを念頭に検討していきたい。

1. 財の貿易

原則としてまず、発効後12年を超えない期間で両者間の自由貿易圏を創設

することが謳われている（第6条）。以下、第28条までの間に、工業品規定（第7～11条）、農産品規定（第12～16条）、共通規定（第17～28条）が記述されている。この本文に附属するものとして、附属書（Annex）と議定書（Protocol）がある。

附属書は、第1部が関税削減の対象外となるネガティブリストに、第2～5部が4パターンに分類されるEU製工業製品への関税低減スケジュールに、そして第6部が知的財産権の規定に割かれている。

議定書では、第1部がエジプト産農産品のEUへの輸入、第2部がEU産農産品のエジプトへの輸入、第3部が加工農産品の扱い、第4部が原産地規則の定義、第5部が両者の関税当局間の相互扶助、となっている。

以下、本項では財の貿易のなかからとくにポイントとなる、(1)エジプト産農産品・農産加工品の扱い、(2)EU製工業品の扱い、(3)非関税障壁・保護措置、(4)原産地規則、の四つに分けて検討する。

(1) エジプト産農産品・農産加工品の扱い

エジプトの農産物は、気候の違いからEU市場においてEU域内産との出荷時期がずれており、かつ地理的に近接することから競争力を発揮できる有望産品である。発展途上国の農業に関してしばしば指摘されるのは、農業部門が食料供給だけではなく、GDPへの寄与と労働力の吸収という2点においてきわめて重要な役割を果たしているという点である。エジプトの場合も例に漏れず、徐々に低下しているとはいえ、農業はGDPの17%、全雇用の29%を占め、生産性は低いものの主力産業のひとつである。視点を変えると、農村人口の急増は都市の人口圧力増大・環境悪化に拍車をかけている。したがって、農産品の輸出拡大は国内的にも経済成長と、失業率ならびに貧困削減、ひいては都市の治安や原理主義勢力の浸透阻止といった観点から重要である。

このような理由からエジプトは自国農産品のEU向け輸出機会拡大を求めてきた。結果として、協力協定下に比べて特惠対象が大きく拡大したとすることができる。ただし、多くの制約がかかっていることに注意する必要がある。

る（表3参照）。特惠・制約は大きく以下の4パターンに分けることができる。

- (1) 割当量（quota）と輸出時期（export calendar）が決められているもの。
- (2) 割当量のみ決められているもの。
- (3) 輸出時期のみ決められているもの。
- (4) いずれも決められていないもの。

具体的には、協力協定で特惠なしであった、たとえばピーナッツ（非焙煎）は、輸出期限の制約なく無制限に無税で輸出可能となった。果物ジュースや糖蜜は特惠なしから、それぞれ1000トン、35万トンまでは無税で輸出できることとなった。いちごについては特惠なしから、10月1日から翌3月31日までの期間において500トンまで無税扱いである。切り花も10月1日から翌4月15日までの3000トンまで関税免除である。一方、協力協定においても一定量まで免税となっていた品目でも、割当量の拡大といったEU側の譲歩がみられる。ばれいしょは10万9670トンから25万トンまで割当量が拡大し、オレンジは7680トンから6万トンに引き上げられた。

なお、品目によって特惠の度合いが、2年目、3年目と一定率で拡大していくというものもある。また、発効後3年が経過した時点で農産品の自由化拡大の手続きを定めることとし、将来のさらなる自由化拡大に含みをもたせている。

エジプト政府は第5次5カ年計画（2002～06年）のなかで、農産物輸出を年率13%拡大する目標を立てており、その最大仕向け地はEUである。しかし、連合協定において、一見、市場アクセスは関税の100%削減といったように大きく前進したように見えるが、以下に指摘するようにいくつかの問題点も厳然と残っている。これらはEUの農業保護策である共通農業政策（CAP）の反映である。

第1には、上記のように輸入割当や輸出期間という制約が依然として多くの品目について残り、自由貿易には遠い内容となっていることである。先行しているチュニジアやモロッコの例をみると、発効後の自由化拡大交渉も難航している。

表3 エジプトの対EU農産品・農産

品目	HS4桁コード	実績(2002年)	構成比
ばれいしょ(生鮮・冷蔵限定)	0701	57.82	1.80
豆(生鮮・冷蔵限定)	0708	23.73	0.74
糖蜜	1703	21.23	0.66
ぶどう(生鮮・乾燥限定)	0806	16.65	0.52
乾燥野菜	0712	13.76	0.43
柑橘類の果実(生鮮・乾燥限定)	0805	11.85	0.37
たまねぎ, にんにくなどねぎ属の野菜	0703	10.19	0.32
その他の果実(生鮮限定)	0810	8.51	0.27
香料用, 医療用などの植物	1211	8.43	0.26
落花生(炒ってない, 未調理に限る)	1202	5.07	0.16
冷凍野菜(未調理, 蒸気か水煮の調理)	0710	4.26	0.13
その他の野菜(生鮮・冷蔵限定)	0709	4.00	0.13
米	1006	3.91	0.12

(注) (1) EUは品目分類としてCNコードを用いる。これはHSコードに準拠して、より細分化し

(2) 表中、輸入割当量をTQ、輸出期間をECで示している。

(3) *印のある品目は、議定書第1部第4文の規定により、連合協定発効後1年で、割当(出所) エジプト・EU連合協定、World Tariff社、“World Trade Atlas,”より筆者作成。

第2に、少数例ではあるが、エジプトが輸出産業に育てようとしている切り花など(CNコード0603)について、3000トンという割当量の制限に加えて、輸入価格は少なくともEU域内産の85%に相当しなくてはならず、価格がこれを下回った場合は特惠を停止するという厳しい交換文書が付されたことである。市場への距離から鮮度では敵わない分、価格で競うという比較優位を制限された形である。

第3に、これはエジプト側の問題でもあるが、割当量を受けつつもそれを活用するだけの輸出能力がエジプトにない品目があるという問題である。2002年実績(8月時点)でみると、たとえば輸出期限が8月までに終了している品目のうち割当量比で、生にんにくは58%、小メロンが15%、キュウリが12%を輸出しているにとどまる(Omar[2003])。輸出能力のない品目における割当量の拡大は、見かけ上の譲歩にすぎない。

加工品輸出上位品目と、連合協定における分類

(単位：100万ユーロ，%)

関税扱い	主要な規定
100%削減	TQ：13万トン，3年目以降25万トンなど。EC：1～3月
100%削減	TQ：1万5000トン，3年目以降2万トンなど
100%削減	TQ：35万トン*
100%削減	EC：2月～7月14日
100%削減	TQ：1万6000トン*
100%削減	オレンジ（TQ：初年度5万トン，3年目以降6万トン。他規定あり）
100%削減	たまねぎ，にんにくともにTQ，ECあり
100%削減	いちご（TQ：500トン，EC：10～3月）
100%削減	-
100%削減	-
100%削減	TQ：1000トン，3年目以降3000トンなど
100%削減	アスパラガス（EC：10～2月）
25%削減	TQ：3万2000トン

たものであるため、使用できる貿易統計の分類上、本表ではHSコードで統一してある。

量が年率3%ずつ拡大されるもの。

(2) EU製工業品の扱い

連合協定の協力協定との最大の違いは、双務的な関税削減・撤廃を規定している点である。協力協定ではほとんどのエジプトの工業製品がEU市場への自由アクセスを認められていたため、工業製品に対する関税で新規に問題となるのはエジプト側の輸入関税の低減および、協力協定でセンシティブ品目となっていた品目の扱いである。

前者に関して、エジプトは発効後3年間の猶予期間を置いて、4分類された製品ごとに段階的に最大12年の移行期間を経て最終的に関税を撤廃しなくてはならない。4分類された関税低減スケジュールとは以下のとおりである（表4参照）。

・附属書2

ここに記載された品目については、発効日に現行基礎関税率を75%まで低減する。以後1年ごとに25ポイントずつ引き下げ、発効後3年で全廃する。

表4 エジプトの対EU工業製品輸入上位10品目（HSコード4桁分類）と、
連合協定における分類

(単位：100万ユーロ，%)

品目	HSコード ¹⁾	分類	実績(2002年)	構成比	現行関税 ²⁾
医薬品	3004	附属書4	202.06	3.25	1～10%
有線電話・電信用の電気機器	8517	附属書2	113.15	1.82	10%
蒸気発生ボイラー	8402	附属書2	108.54	1.75	10%
木材	4407	附属書2	106.62	1.72	8%
送信機器など	8525	附属書2	85.72	1.38	10%
乗用自動車その他の自動車	8703	附属書5	82.88	1.34	40～135% ³⁾
データ処理機械など	8471	附属書2	81.13	1.31	5%
機械類	8479	附属書2	81.06	1.31	10%
ターボジェット,その他ガスタービン	8411	附属書3	80.30	1.29	5%
電気回路用の機器	8536	附属書4	76.45	1.23	20%

(注) 1) 連合協定の附属書は、HSコード8桁分類であるが、便宜上4桁で作成した。

2) 2003年時点の関税率（最恵国待遇）。

3) 救急車のみ10%。

(出所) 表1に同じ。

ここに含まれるのは、ボイラー、エンジン、印刷機などの資本財と原材料である。これらはエジプトの工業製品輸入の55%に相当する。

・附属書3

発効後3年で基礎関税率の90%まで低減。以後1年ごとに15ポイントずつ引き下げ、発効後9年で全廃。これは主に中間財が対象で、セラミックス、ガラス管、化学品などが含まれ、工業製品輸入の約20%に相当する。

・附属書4

発効後5年で基礎関税率の95%まで低減し、発効後6年で90%まで、翌年以降15ポイントずつ引き下げていき、発効後12年で全廃する。主に耐久消費財がリストアップされ、工業製品輸入の約25%を占める。乗用車（HS8702および、8703の一部）を含む。

・附属書5

発効後6年で基礎関税率の90%まで低減し、翌年から1年ごとに10ポイントずつ引き下げていき、発効後15年で全廃する。ここには附属書4以外の乗用車（HS8703の一部）が含まれる。

以上の4パターンの自由化スケジュールは、次の2点を勘案して策定されている。

第1に、中間財、消費財の自由化を遅らせることで、こうした品目で輸入品と競合することになる国内の非効率的な工業部門に対して競争力強化をはかる時間的猶予を与えるためである。

第2に、通信関連や生産設備の機器といった産業の育成・高度化⁽⁶⁾のために必要な資本財の関税削減をいち早く進めることで、国内における企業の機材調達コスト圧縮を可能にするためである。これにより海外投資家に生産拠点としてのエジプトをアピール、あるいはまた地元資本の設備投資を容易にすることを狙っている。

なお、関税削減の過程で、EU製品の流入によってエジプトの国内産業に危機的な状況が生じた場合は、エジプト政府は低減スケジュールを1年以内の期間で一時凍結することができるとの条項が盛り込まれている。

(3) 非関税障壁・保護措置に関する規定

財貿易については、関税以上にそれ以外の制度が障壁となることがある。こうした非関税障壁になりかねない要素には、主に、AD税、セーフガード、補助金・相殺関税措置などがある。自由貿易協定においては、こうした制度が恣意的に利用されることを防止するための基準明確化がなされているかがポイントとなる。また、いったん非関税障壁や保護措置が発動された場合の紛争解決のメカニズムも規定されることが重要である。

とくにAD税はこれまでエジプトの対EU輸出にマイナスの影響を与えてきた。WTOによればこれまでに通報されたEUの対エジプトAD税としては、アルミニウム(1983年)、縫い糸(1991, 92年)、ワイヤー棒(1992年)、非漂白綿織物(1996, 97年)、ベッド・リネン(1997年)、綿織物(1998, 99年)などがあげられている。これらはいずれもエジプト製品が競争力を有する部門だけに、エジプトの受けた損失も大きかった。

連合協定では、AD税、補助金・相殺関税措置、セーフガードについてそれ

ぞれ、第22条、第23条、第24条でWTO合意などに基づく旨が明確化されている。また、両者間で見解の相違があった場合には、紛争解決のために、作業部会、連合委員会、連合理事会がそれぞれの段階に応じて対話の機会を設けることとされている。

(4) 原産地規則

原産地規則とは、国際的に取引される製品の「国籍」を判定するためのルールで、現状ではそれぞれのFTAにおいて個別に規定がなされており、統一的な定義はない。原産地規則の意義は、(1)特惠関税を受益する製品の明確化と、(2)それによる域外製品の迂回輸入防止、そしてその結果として域内に生産設備をもつことが有利になるため、(3)域内投資促進、が指摘される。

エジプトとEUの連合協定における原産地規則は議定書4に細則が定義されている。原材料の認定については、おおむね、FTA締結国が相手国産の原材料を国内産とみなす「バイラテラル累積原産地規則」と、当該FTAの非参加国が供給する原材料を一定の条件のもとで国内産とみなす「ダイアゴナル（対角線型）累積原産地規則」を併用したタイプのものである。

製品の原産地認定基準については、タリフ・ジャンピング要件（下記(1)に該当）とローカル・コンテンツ要件（下記(2)(3)に該当）が併用されている。たとえば、冷蔵庫（HSコード8418）をみると、域内産ではない原料を用いた製品は、(1)使用されたすべての原料が分類される関税上の分類と、製品の関税上の分類が異なること（つまり、「関税分類を飛び越える」ほどの実質的な加工が締結国内で施されていれば域内原産と認めるといふもの）と、(2)使用されたすべての原料の価値が、製品全体の付加価値の40%を超えないこと（つまり製品全体の一定割合以上の付加価値を締結国内で生産していること）と、(3)使用された域外原料の価値が使用された域内産原料の価値を超えないこととあわせて三つの基準をすべて満たす必要がある。あるいはもうひとつの認定基準として、(2)の域外産原料の上限を25%と厳しくしたローカル・コンテンツ要件を満たせば、これだけでも締結国産製品と認定される。

問題となるのは、他の地中海諸国がEUと結んだ各連合協定の原産地規則が、それぞれ異なることである。EUとの二者間ではよいにしろ、欧州・地中海自由貿易圏を有効に機能させるにはこのことが障害となる。原産地規則が不統一であることは、原産地の認可基準や付加価値額の積み重ね方などが異なることであり、これらが複雑に入り組むことは取引コストを増し、認証手続きの煩雑化などで新たな非関税障壁となりかねない。域内のモノの流れを促すというFTA本来の趣旨のためにも、原産地規則の統一が望まれている。これについては、2002年のトレドにおける貿易相国会において、汎EU・地中海累積原産地規則の創設が合意され、具体的には、続くパレルモ貿易相国会において現在EUで共有されている規則⁽⁷⁾をMPCにも拡大することで一致した。今後、現在の各連合協定に新原産地規則条項が上書き・挿入されていくこととなる。

2. 新たに加わった通商関連規定

(1) サービス貿易

連合協定では第3部で、WTOの「サービスの貿易に関する一般協定」(GATS)への関与を確認し、相互に該当するサービス貿易における最恵国待遇を認めている。一方の企業家が相手国で開業する権利とサービスの提供を含む協定の対象拡大を将来的に行い、連合協定発効後遅くとも5年で最初の審査を行うこととした。自由化の対象となるサービス分野やそのスケジュールは言及されておらず、つまり、現時点ではサービス貿易の自由化はWTO交渉のレベルを超えるものではない。

なお、GATSについてエジプトが何らかの形であれ関与しているのは、12分類⁽⁸⁾されたGATSサービス分野自由化のうち、当初の建設・エンジニアリングサービス、金融サービス、観光・旅行関連サービス、そして運送サービスの四つに、2002年に加えた通信サービスである。

(2) 投資

連合協定の第4部では、協定発効後、ホスト国の法律に従ってなされた直接投資の資本は、その投資家が自由に処遇することができ、またこれら投資とそこから生じる利潤の清算あるいは送還も認めることとしている。この実行については、両者間で資本移転を促すための協議会を設けることとし、条件が整い次第、可及的速やかに自由化を果たすこととしている。

また、国際収支上の問題が起こった場合には、GATTで認められた制限（緊急避難）措置をとることができることとされている。ここでも、具体的な自由化は将来の協議に委ねられている。

エジプトは投資環境改善のため、1997年に新投資法を制定した。また、投資・フリーゾーン庁（GAFI）で投資の一元的受け入れを行うなどしている。しかし、その投資受け入れ水準は依然として低いままで、経済成長を実現させている東南アジア諸国や中・東欧諸国と比べて見劣りのするものである。

(3) 知的財産権

連合協定第37条で、両国は国際基準の知的財産権の保護と、そのための実行手段を整備することが確約されている。WTO協定に付属する「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS）では、権利の行使（エンフォースメント）のための適切な国内制度および手続きの制定を義務づけているが、これに関してエジプトは2002年6月、TRIPSに準拠する知的財産権法を制定し、2005年から完全実施予定である。

(4) 競争政策

連合協定では第34条から第36条で競争政策を規定し、市場競争を制限し、ゆがめるような措置を禁止している。発効5年目の終わりまでに両国間における財の調達に関して差別を撤廃すること、公的企業に認められた特別な、あるいは排他的な権利を発効5年目から無効とすること、といったことが規定されている。今のところ、エジプト国内ではまだ反トラスト法など

といった競争政策は整備されていない。

(5) 政府調達自由化

連合協定は第38条で、政府調達の自由化についてはそれを実行するために協議機関を設けるとしており、今後委ねられている。なお、エジプトはWTOでも政府調達自由化については約束をしていない。

第3節 連合協定実施に向けたEUの対エジプト支援

1. 貿易自由化の衝撃

WTO交渉は、近年では関税などの水際における規制から、国内規制の国際的ハーモナイゼーション（調和）へと重心を移しつつあり、各国の法律を国際標準に一致させていくことが求められるようになってきている。FTAにおいても、1970年代の第1次ブームのときには、関税引き下げなど単純に貿易障壁の撤廃による貿易拡大を目指すものであったのに対し、1990年代以降の第2次ブームのそれは、WTO協定ではカバーされていない（WTOプラスの）投資自由化、環境・労働問題、さらには競争政策などまで含むようになったものもでてきた。この変質が意味するものは、WTO・FTAといった通商政策が、国内のビジネス環境ひいては国家の経済構造そのものへ、より大きなインパクトを与える性格を帯びてきたということである。

こうした流れのなかで連合協定においても、協力協定が財の貿易に関する規定のみだったのに対して、サービス貿易、投資、知的財産権、競争政策といった項目まで対象が拡張されている。しかし、それらはWTOを舞台にした交渉内容を超えるものではなく、依然としてもっぱら財の貿易に重心を置いている。非関税障壁ともなる保護措置について明確化がなされたことは、エジプトの市場アクセスに対する不確定性を排除するうえで欠かせなかった。

また、サービス、投資なども将来的な議論が規定されたことは成果である。知的財産権といったように、国内法の整備が連合協定によって促される効果も期待できるため、エジプトが先進国・地域と結ぶ唯一のFTAである連合協定は、エジプトの改革に対する意思表示として、ビジネス上の信頼を増すという意義もある（FTAのアナウンスメント効果）。

しかし、財貿易以外の自由化が今後の協議課題として盛り込まれるにとどまったことで、連合協定実施により生じるであろう実体的影響は現在までのところ、財の自由貿易から生じると予想される。ただし、自由貿易への移行は片務的であった協力協定ですでにエジプト側の輸出についてはおおそ実行されていた。エジプト農産品の対EU輸出は短期的には増加を示すであろうが新規輸出機会はすでに述べたように制限的である。したがって、連合協定では従来高関税で保護されてきたエジプト市場がEU製工業製品に対して段階的に開放されることに、より大きなインパクトがある。つまり、国内企業製品が輸入製品のために国内市場から駆逐され、産業の淘汰、ひいては失業問題の悪化となる事態が想定される。また、歳入の12%を占める関税収入が大幅に減少することは確実である。以下では、より影響の大きいエジプトの輸入関税削減についてその影響を詳しく検討していきたい。

(1) 国内産業の淘汰

① 予想される影響

エジプト政府は自国の工業化を図るため、これまで輸入代替政策をとってきた。この結果、エジプト企業は高関税で保護された7000万人の市場を囲い込むことができ、輸出に対するインセンティブが低く、国際競争も経験しなideきた。貿易の自由化は市場競争の激化をもたらす。エジプト製工業品がEU製との競争に耐えられなければ、国内産業の淘汰による失業者増、法人税・所得税減といった形でエジプト経済に打撃となることが懸念される。

② 対応

競争原理の導入は、競争に一定期間生存することができれば、長期的には

競争力強化のカンフル剤となりうる。Galal and Fawzy [2003] がいうように、企業は競争圧力にのみ反応するのであって、近代化が終わるのを待って競争に乗り出すことは現実的ではない。エジプト企業はこの機会を捉えて、国家の保護から脱却し、国際競争に耐えうる産業を育成する必要がある。これは、ひとつには労働力の質の向上であり、あるいは効率を重視した民間部門の拡充である。また、生産性向上のためには技術移転を積極的に促す必要があり、これには海外直接投資の果たす役割が欠かせない。

(2) 税収の減少

① 予想される影響

途上国の税収構造の特徴は、未成熟なガバナンスという問題もあって、課税徴収しやすい関税の比重が大きいことである。また開発政策として輸入代替路線を進める過程で、政府の産業コントロール・保護が強くなり、その手段として外国製品に対する高関税政策がとられてきたことも関税収入比率が高い要因である。エジプトについてみると、関税収入は歳入の12%を占める。輸入に占めるEUの割合が35%程度である結果、約3～4%程度の税収を対EU関税全廃により失う計算である。

② 対応

Abed [1998] は、関税収入への依存度の高いMPC各国が主要貿易相手であるEUと自由貿易体制へ移行した場合を検証して、これが財政運営上リスクを伴うものの、それゆえ財政改革の加速がもたらされる、と指摘している。そして、財政改革の達成はそれにとどまらず、より広汎な経済の構造改革を促すものであるとしている。

エジプトの国内事情をみると、2000年以降の景気低迷局面にあつて財政赤字が拡大している。政府は1990/91年にはGDP比17%であった財政赤字を、1990年代後半には1%程度に抑えるなど構造調整によって目覚ましい成果をあげたが、近年の景気減速のなかで6%を超えるレベルにまで再び悪化している。これに対処する方策として、歳入の増加（代替収入源確保が徴収能力向上）

と歳出の削減(支出対象の削減か効率的運用)という二つの抜本的改革が求められることになる。

歳入面に関しては、エジプトは1991/92年に一般売上税(GST)を導入して、従来の消費税から財・サービス全般へ課税対象を拡大した。1993/94年度には奢侈品税を導入し、歳入を増大してきた。しかし、社会不安を危惧する政府は未だ完全な付加価値税(VAT)を導入できずにいる。現下の経済状況からして増税につながる対策は厳しいと見込まれる。税当局の機構整備、徴収能力・体制整備を進める必要がある。

歳出面では、最も削減の余地があるのが公的部門である。エジプトは社会主義経済の余韻を引きずり、公的部門が依然としてGDPの3割を占めている。経常支出に占める人件費の割合は約3割にのぼる。エジプト政府は、停滞している民営化プロセスを加速させ、あるいはまたより効率的な官僚機構を整えることで、経常支出を削減する必要がある。政府は人的資源と税収の最適な投下を図ることが求められる。

(3) 貿易転換効果

① 予想される影響

FTAを理論的に説明する場合、静態的效果のひとつとして「貿易転換効果」という概念が使われる。従来、FTA域外の国から自国に輸入していた安価な製品が、関税撤廃によってより高額な域内製品に取って代わられることである。たとえば、EU製が109ドル、アメリカ製が100ドルの同一の商品にそれぞれ関税を10%課している状態ではアメリカ製が輸入されている。しかし、EUに対してのみ関税が撤廃された場合、調達価格はEU製に安価になり、理論的にはEU製に代替されることになる。この場合、エジプト企業の調達コストは1ドルしか低減されないが、エジプト政府は関税収入の10ドルを失い、非効率的に作られたEU製品を輸入する。つまり、エジプト経済全体で見れば、FTAがマイナスに作用することになる。

② 対応

エジプトの場合は、EUへの貿易依存度が35%程度とマグリブ諸国（70%前後）などに比べれば低い。したがってエジプト市場では先進諸国の間の競争が存在するということができ、貿易転換効果として日本製やアメリカ製の工業製品がEU製に代替される可能性がある。これを防ぐには、他の主要貿易相手国、とくにアメリカともFTAを締結することが必要になる。

2. EUの対エジプト開発支援

EUとエジプトの間の圧倒的な工業化の度合いの違いは、EU製品のエジプト市場席巻というかたちでエジプトの工業化の芽を摘みかねない。また、その場合、すでに存在する膨大なエジプトの貿易赤字が一層拡大することも予想される。したがって前項でもみたように、対EU自由貿易は、国内産業の淘汰、関税収入の喪失、域内非効率製品への転換によるコスト増、貿易インバランスの拡大、ひいてはエジプト経済のEUへの従属を生み出す危険も存在する。失業率が9.9%へ漸増し、消費者物価も上昇するなかではEUとの自由貿易圏創設がかえって社会を不安定にしかねない。

バルセロナ・プロセスにおいては、自由貿易体制への移行を推進する過程で生じる「痛み」を緩和し、連合協定の実施を促進するための措置として、附随措置 (Mesures D'Accompagnement: MEDA) 計画がパッケージされており、欧州委員会と欧州投資銀行 (EIB) が実施している。欧州委員会ではより各国の事情に応じた支援を行っていくために、脱中央集権化を進め、その一環として2002年初めから欧州委員会エジプト代表部を開業している。またEIBは2003年10月にカイロ事務所を立ち上げた。EU域外では初であり、当該地域の事業を総括することとなる。

(1) EUのエジプト支援方針

MEDAは1996年から1999年までの第1期 (MEDA I) と2000年から2006年までの第2期 (MEDA II) に分けられている。2000年にMEDAに関わる法制が修

表5 MEDA

	MEDA I			
	1995	1996	1997	1998
エジプト（約束額）	0	75	203	397
エジプト（支払い額）	0	0.1	1.9	88.0
MEDA合計（約束額）	173	403	981	941
MEDA合計（支払い額）	50	155	211	231

（出所）Europeaid.

正された。

MEDAの目的は、(1)連合協定の実施を促す、(2)経済移行を支援する、(3)社会・経済のバランスを保つ、の三つとされている。広義においてはこのいずれもエジプトの経済移行を円滑にするためということができる。連合協定は経済移行を促すツールであり、(2)は経済移行に対応するための積極的な対応策であり、(3)は社会のセーフティネットを改善することで経済移行の負の側面を減じようとする消極的な対応策とみなせるからである。

エジプトに対しては、MEDA Iで6億8600万ユーロ、MEDA IIで9070万ユーロ（2002年まで）が約束されている。実際の支払額は3億970万ユーロで、39.9%の実行率である⁽¹⁰⁾（それぞれ、1億5710万ユーロ、1億5260万ユーロ）（表5参照）。

EUがエジプトをどのように支援しようとしているのかは、欧州委員会がバルセロナ・プロセスを推進するために策定した各国ごとの国別戦略書（CSP）⁽¹¹⁾が参考になる。これは直接的には2000年から2006年までの援助の枠組みを規定したものであるが、パートナー各国の政策指針や政治、経済、社会の状況に基づいて、EUとしての協力の対象・あり方を提示している。具体的な計画はCSPに附随する国別計画（NIP）に記載されており、これについては後述する（表6）。

CSPによれば、EUはマクロの認識として、エジプトは1990年代後半から外貨収入減少、低成長、通貨下落といった問題があることから、(1)雇用を増大させ、社会的・政治的安定を維持すること、(2)経済構造改革を達成すること、(3)

計画の遂行

(単位：100万ユーロ)

		MEDA II				合計
1999	小計	2000	2001	2002	小計	
11	686	12.7	0	78.0	90.7	776.7
67.1	157.1	64.4	62.5	25.7	152.6	309.7
937	3,435	852.3	710.6	620.8	2,183.7	5,618.7
243	890	330	394	563.1	1,287.1	2,177.1

表6 国別計画の詳細

(単位：100万ユーロ)

	2002年	2003年	2004年
欧州投資銀行の利子補給	31		
技術・職業訓練改革	33		
貿易拡大計画 (TEP)	20	40	
地域開発計画 (南シナイ)		24	40
社会開発・市民社会支援		20	
金融・投資部門協力		27	25
紡績・紡織再構築			80
高等教育：テンパス参加		5.5	5.5

(出所) 欧州委員会。

欧州および域内近隣諸国との関係強化を図ること、が中期的目標であるとしている。したがって、EUとしては、(1)エジプト・EU連合協定の実施、(2)エジプトの経済構造改革、(3)持続可能な社会・経済開発、といった点での支援が想定されるとの方針を示している。

連合協定のなかでは、第5部が経済協力、第7部が財政協力に関する規定となっている。この経済協力は、自由貿易により生じる国内の困難な状況や、エジプト経済の自由化プロセス、とくに貿易の自由化に影響される部門を対象とする。同様に、成長と雇用、域内協力、環境保全を対象とし、経済対話や意見交換、技術移転、共同セミナー、技術支援といった手段を用いて遂行される。具体的な援助・協力案件は第42条以降に列挙されており、教育・職業訓練、技術協力、汚染防止と資源の有効活用、産業協力、投資促進、規格

標準化・統一化，法の整合，財政サービス，農水業，運輸，情報通信技術，エネルギー，観光，関税，統計における協力，マネーロンダリング，反薬物，反テロリズム，地域協力，消費者保護，がそれである。

財政協力の目的については，(1)経済近代化のための改革促進，(2)経済インフラの質向上，(3)民間投資と雇用創出行動の促進，(4)自由貿易圏の段階的な導入によるエジプトへの経済的影響に対応する（とくに産業を改良・再構築し，エジプトの輸出能力を強化すること），(5)社会部門で実行された政策に伴う措置，(6)知的財産権保護の分野でエジプトの能力を促進，(7)不法移民の防止・監視のための二国間協定実行のための追加措置，(8)競争政策の確立と実行のための附属措置，があげられている。

(2) MEDA計画の案件

① MEDA I

MEDA I ではEUは総額の20%近くをエジプトに対して約束している。MEDA I ではとくに，連合協定実施への準備に重点が置かれ，経済移行期における国内産業の競争力向上と，改革の痛みの緩和を目的として，以下の4大案件が進められている。1998年2月には，MEDA計画下における財政・技術協力の枠組み協定が調印されている。

・産業近代化計画（IMP）

2億5000万ユーロが約束された。欧州委員会が地中海地域で行う事業としては最大規模である。労働人口急増（年60万人の新規労働力参入）を，民間の中小企業によって吸収する必要性から計画された。EU製品との競争に備えた近代化計画でもある。具体的には，国際市場における民間部門の競争力強化，金融システムの近代化（中銀の金融監督・支払い/決済システム・為替管理・間接通貨コントロールなどの合理化支援），EIBによるベンチャーキャピタル企業支援といった形態をとる。

・社会開発基金事業（SFD）第2フェーズ

1億5500万ユーロが約束されている。貧困と失業に対処することを目的に，

共同体開発，小規模企業開発，人的資源開発，制度改善といった課題に取り組む。

・教育支援計画（EEP）

1億ユーロが約束されている。この背景には，教育へのアクセス・平等性，教育の質の格差が存在する。計画では就学児童の増加とドロップアウトの削減（とくに女兒・貧困層）に取り組む。

・保健部門再編計画（HSRP）

1億1000万ユーロが約束されている。健康状態の改善，保健省の政策・企画・主導的役割の強化といった問題に取り組む。

② 第2次MEDA計画（MEDAⅡ）

MEDAⅡは2000年から2006年を対象期間としている。予定では，欧州委員会は総額で53億5000万ユーロを準備している。一方，EIBも74億ユーロを約束している。

MEDAⅡでは，より一層，民間部門の役割が重視されており，社会的分野における取り組みも強化されている。エジプトについては下記の案件がリストアップされている（表6参照）。このなかで，貿易拡大計画（TEP）は連合協定の実現に向けた重要プログラムである。

TEP-Aでは，2000万ユーロがエジプト外国貿易省のキャパシティビルディングに向けた技術支援に充てられる。2002年8月に始動し，具体的には，(1)エジプトの在外公館商務班ネットワークの改善，(2)連合協定やFTAの貿易条項を活用するための，エジプト外国貿易省のキャパシティ強化，(3)WTO協定を活用するための外国貿易省のキャパシティ強化，(4)輸出促進実施機関のキャパシティ強化，(5)貿易ファシリティーの向上，といった分野で協力が進められる。

TEP-Bは，未だ不十分なエジプト政府の政策実現を促進・加速するための4000万ユーロである。この目的は，輸出入やトランジットといった外国貿易業務に要する時間と費用を削減することである。

さらにTEP-Cとして，600万ユーロでエジプトの関税改革が支援される予定

である。

紡績・紡織部門の構造改革はとくに言及がされており、8000万ユーロが提案されている。それは、当部門は多数の労働力を抱えながら長年の保護政策で著しく競争力に乏しいためである。また、技術・職業訓練は、エジプトの労働力の質を向上させ、競争力強化を図るものであり、金融・投資部門はエジプト経済のインフラ部分の効率性を高めることを目指している。

(3) EIBの活動

EIBはエジプトに対して、協力協定の時点から貸付を行っている。第1次議定書（1977～81年：9300万ユーロのEIBからの貸与、およびEU予算からの1400万ユーロの特別貸与）、第2次議定書（1983～86年：EIB貸与1億5000万ユーロ、EU予算特別貸与5000万ユーロ）、第3次議定書（1988～91年：EIB貸与2億4900万ユーロ、EU予算からのリスクキャピタル1100万ユーロ）、第4次議定書（EIB貸与3億1000万ユーロ、リスクキャピタル1600万ユーロ）、そして議定書以外で3億2500万ユーロである。対象は公的部門のインフラ整備などが多かった。

MEDA計画下では、1997年から1999年に4億200万ドルが約束されており、輸送、産業、環境、中小企業関連に重点が置かれている。具体的には、エジプト航空の近代化、天然ガス輸送網の拡張、セメント・プラント、下水道事業などへの融資が行われた。

近年では、民間部門の役割をとくに重視する傾向にある。その開発を支援するために、2002年10月にEU・地中海投資・イニシアチブ枠組み（FEMIP）を立ち上げた。具体的にはリスクキャピタルの引き受けや、技術支援、投資支援を行う予定である。なお、その機能をさらに強化するため、将来的にはFEMIPは「欧州・地中海銀行」として独立することになっている。エジプトに対しては、FEMIP案件として二つが承認されている。ひとつはイドクーにおけるLNGプラント案件（4億5000万ユーロ）、もうひとつはナバリーヤにおける発電プラント（1億5000万ユーロ）である。

(4) 支援事業の課題

欧州委員会は自らのこうした開発援助の評価を外部機関に委託して実施している。MEDA計画でも取り上げられた社会開発基金(SFD)事業は、1990年代を通じて行われている構造調整の中核をなす事業である。欧州委員会は、この事業が貧困削減と雇用創出に大きく貢献しており、「この手のものとしては、世界中で最も成功した機関である」と自賛している。しかし、支援案件はこうしたいくつかの成功にもかかわらず、改革プロセスはすべて実行されているわけではない、との外部評価もされている。たとえば、IMPについてはさまざまな遅れが指摘され、依然として実行段階に入れずにいる。計画期限も2006年まで延長された。

その背景には、長年の国家による保護の経験や開発レベルの低さが指摘されている。とくに、経済成長や近代化を阻害する要因として、(1)非効率な政府の経済統治、(2)投資や新規事業へのインセンティブ欠如、(3)輸出促進意欲をもたらさない環境、の三つがあるとしている。また、1990年代後半、エジプト経済が年率5%の成長を達成していたときに立案された計画ゆえに、計画自体が楽観的であるとする見方もある。報告書では、支援案件が直面している困難を和らげるために、エジプト政府のより高い次元でのサポートを求めている。

第4節 連合協定の活用と課題

エジプトは1974年の門戸開放(インフィターハ)政策導入以降、貿易などの経済自由化路線を進めてきた。より直接的に現在取り組まれているエジプトの貿易・開発政策の起源となっているのは、1991年に世界銀行、国際通貨基金(IMF)との間で締結した経済改革・構造調整計画(ERSAP)である。前節までの検討の結果、EUとの連合協定は、エジプトの貿易・開発政策のなかに

どのように位置づけられるのだろうか。エジプト政府がバルセロナ・プロセスに取り組み、自由貿易による痛みを覚悟のうえで目指しているものは何なのだろうか。

1. 貿易・開発政策における連合協定の位置づけ

エジプト政府は2002年から第5次5カ年計画に着手している。連合協定を梃子に目指す経済移行は、この5カ年計画の方向性と多くの共通点を見いだすことができる。同計画では、民間部門の役割を重視したうえで、戦略として、(1)国際収支赤字解消・雇用創出のための輸出促進、(2)競争力のある資本財・高付加価値品を目指した工業化、(3)労働集約型産業・中小企業育成を通じた失業率低下、(4)生産性向上、コスト削減、品質向上、市場・技術開発によるエジプト企業の競争力向上、(5)農産物輸出振興などがあげられている。これにより、年間75万の雇用創出、6.2%の実質GDP成長率、投資率・貯蓄率を各20%、17.3%、年間輸出成長率13%、経常収支の黒字転換という目標達成を目指している（本書第1章参照）。

この背景には、エジプトの外貨収入を支えてきた4大収入源の将来性に対する危機感がある。これらはいずれも、エジプトの生産活動とは直接関係のない収入である点で、エジプト経済が「ランティエ（資産生活）経済」と評される所以である。海外送金も、オイル・モノカルチャーな湾岸産油国の景気に依存する点で、やはり資産である石油と縁が深い。エジプトの石油生産量は1990年代前半の日量90万バレル超が近年では日量75万バレルにまで低下している。エジプト人労働者が出稼ぎに向かう湾岸産油国では急増する自国若年層の雇用を守るため、労働市場の自国民化が進められ、海外送金も減少傾向にある。大型船舶に適さないため、スエズ運河の通行料収入も減少している。そして観光収入は1997年のルクソール事件、2001年のあめりかテロ事件で明らかになったように外部要因に対して脆弱であり、国家経済が依存するのはあまりに危険である。さらに、アメリカが対エジプト援助を年々減額

しているように、公的援助も今後削減傾向をたどるとみられている。外貨繰りが厳しくなっていくなかで、エジプト経済は増えつづける人口を支えていなくてはならない。

Dessus and Suwa-Eisenmann [1998] は将来の外貨危機を避けるためには、何はともあれ輸出の多角化が必要であると訴え、そのうえで自由貿易への適応は構造調整のマイナス面を和らげるMEDA計画を伴ったEUとの協定なしには実現しえないとしている。逆にいえば、EUにコミットし、後にはひけない連合協定こそが、エジプトの自由化路線をロックインし、国内経済改革のアンカーとなるのである。

2. 外国直接投資（FDI）誘致の重要性

途上国が輸出の促進・多角化そして外貨繰り改善をなし遂げるにはFDIがきわめて重要である。エジプト政府はEUとの連合協定によって生じるビジネス機会を外国投資家に訴えている。

FDIは一般に、技術移転、新しい経営技術・マーケティング技術の移転をもたらし、生産性の向上に寄与するとされる。エジプトの資本収支は大幅な赤字であり、これを埋め合わせるのは流動性の高いポートフォリオ投資や、用途が制限され、また債務重圧となりかねない外国援助ではなく、FDIが好ましい。そのためには、政治的安定、健全なマクロ経済、競争原理に基づく市場経済体制、職能の高い人的資源、整備された国内インフラ、ビジネス活動を容易にする金融部門体制、紛争解決システムの構築といった諸々の国内構造を、海外投資家にとって好ましいように実現していかなければならない。こうした問題を改善し、直接投資を呼び込んでこそEU製品と競争しうる生産性の向上および産業の育成が実現し、欧州・地中海自由貿易圏からの利益を最大限に享受することができるようにならう。以下では、海外直接投資を誘致するために必要な課題を二つ指摘する。

(1) 水平統合推進の必要性

EUと各地中海諸国間の垂直統合だけではなく、地中海諸国間の水平統合を推進することは欧州・地中海自由貿易圏がハブ&スポーク型となるのを阻止するためにも不可欠である。水平統合なしに垂直統合のみが成立した場合、たとえスポーク（この場合、各地中海諸国）における生産コストが低いにしても、輸出アクセス市場の規模で優位にあるという理由から、投資家はハブ拠点（EU）に資本を投下してしまい、かえって南北の経済格差が拡大しかねない。これを防ぐため、EUの対外通商政策でも、水平統合、南南協力の支援は重視されている。

新世代連合協定の9カ国のうちではイスラエルを除いて、貿易自由化で先行するエジプト、チュニジア、モロッコ、そしてヨルダンが欧州・地中海自由貿易圏構想を補完するかたちで自由貿易圏創設を進めている（地中海アラブ諸国自由貿易圏: MAFTA）。これら各国は産業構造が補完的というよりは競合的であるため水平貿易は低水準ではあるが、対EU自由貿易協定はそれぞれ発効していることに加え、当該4カ国の二国間においても、エジプトがいずれも1999年に他の3カ国と発効させており、ヨルダンは対チュニジア（1999年）、対モロッコ（2000年）、チュニジアは対モロッコ（2000年）とすべて発効済みである。2001年5月、当該4カ国はモロッコのアガディールで共同宣言を採択、2003年1月にアガディール協定に仮調印し、2004年2月、正式に調印がなされた。アガディール・プロセスは、EUに対する地中海諸国側の域内協力を志向するものであり、エジプト、ヨルダンなどマシュリク地方とチュニジア、モロッコなどマグリブ地方をリンクさせるという意味も含む。このプロセスに対してはMEDA計画から400万ユーロが拠出されることになっている。MAFTA形成でとくに重要なのは、原産地規則の統一である。これにより、それぞれの保有資源、産業構造に応じて加工段階に携わり、結果的に最終製品をより効率的に製造することで、EU市場において競争力を発揮できるようになる。つまり、アラブ諸国間の水平貿易を拡充することで、EUへの輸出（垂

直)を拡大させることが狙いである。政治的宣言にとどまらず、経済的実体を生み出すことが重要で、このモデルが機能することが担保されてはじめて、FDIはアラブ諸国に向かうこととなろう。

(2) 自由化対象の拡大・深化の必要性

世界経済のグローバル化のなかで、投資誘致は国家レベルの競争となっている。そして、EU市場へのアクセスを考えたときには、エジプトの競争相手は同じく連合協定を締結して自由貿易圏あるいはそれよりも統合の深度の深い共通市場・関税同盟を形成する近隣諸国である。1980年代後半から2002年までのFDI受け入れ動向をみると(表7参照)、エジプトはじめ地中海諸国は、対EU製造拠点としての地位を確立した中東欧に大きく差をつけられていることが分かる。これら諸国はEU加盟を控え、あるいは目指しており、EU法制度体系の総体である「アキ」への適応を進めている。そこでは、財、サービス、投資の移動自由化はもちろん、人の移動まで含めたほとんどの分野での一体化、障壁の撤廃が進められている。連合協定の目的のひとつは、移民を監視することでもあり、人の移動自由化は見込めない。しかし、EU加盟に伴い人件費の上昇がみられる中東欧諸国から生産拠点が移転する場合に、エジプトがホスト国としての魅力を訴えるには、サービスや投資の障壁を除去することが不可欠である。

一般に外国直接投資はサービス分野に参入しやすいとされるほか、サービス分野における自由化で経済活動上のインフラが整備されることは、生産コストを低下させることであるから、製造業に対する海外直接投資の呼び水となるため重要である。効率的な事業運営を行う先進企業が、世界中どこにおいてもその経営を行えるわけではない。イギリス第2位の小売企業セインズベリーは、1999年にエジプトへ進出し100店舗以上をカイロ近郊に展開したが、2001年には撤退している。さまざまな国内規制、低開発のビジネス・インフラなどが障害となって、欧米で形成した事業マニュアルがエジプトに適用できなかったことなども原因のひとつとして指摘されている。Mohieldin

表7 対EU生産・輸出

	1985～95（年平均）	1998	1999
エジプト	924	1,076	1,065
チュニジア	260	668	368
モロッコ	237	417	1,376
ヨルダン	14	310	158
トルコ	529	940	783
ポーランド	761	6,365	7,270
ハンガリー	1,043	2,037	1,977
チェコ	541	3,700	6,310
ルーマニア	88	2,031	1,041
中・東欧10カ国計	3,338	22,479	25,145

(出所) UNCTAD [2003]。

[1997] は、サービス分野の保護は効率性や生産性、競争力に多大なコストをかけるものであるが、連合協定が自由化にあまり踏み込まない以上、国内レベルで自由化に向けた努力が求められるとしている。

エジプトのGDP構成において、サービス業は50%を占めている。サービスの自由化は、財の貿易自由化以上に国内経済にインパクトをもたらそう。とくに企業活動を支援する金融部門の効率化が求められている。同部門は外資参入が認められているが、依然として預金額の過半数を4大国营銀行とその系列銀行で保有している。

結びにかえて

エジプトの通商政策は、WTO交渉を重視しつつもFTAを積極的に活用しているといえる。FTA対象は現在のところ大別して、対EU、対アラブ諸国（汎アラブ自由貿易地域: PAFTA）、対アフリカ（東南部アフリカ共同市場: COMESA）の方向性がある。しかし対アラブ・アフリカのFTAは相対的に産業が集積しているエジプトが短期的に輸出拡大を期待できるのに対し、これまでみたよ

拠点候補のFDI受入状況

(単位：100万ドル，%)

2000	2001	2002	FDI資産	FDI資産のGDP比
1,235	510	647	20,746	24.3
779	486	821	14,061	66.2
423	2,808	428	9,994	26.9
787	100	56	2,414	26.0
982	3,266	1,037	18,558	10.2
9,341	5,713	4,119	45,150	23.9
1,646	2,440	854	24,416	38.2
4,984	5,639	9,319	38,450	54.8
1,025	1,157	1,106	8,786	20.5
26,373	25,015	28,709	187,868	20.8

うにEUとの連合協定は短・中期的にはエジプト市場の開放によるデメリットが先行するなかで、財政・技術支援を受けつつ経済の構造改革を促すものである点で他と大きく異なる。

したがって今後は、関税削減の実施とその影響とともに、EUが行う財政・技術援助のツールをエジプトがどのように活用し、EU側との共同作業のなかで成果につなげていくかが最大の焦点となろう。エジプトは官民を挙げて主体的に自らの変革に取り組み、与えられたチャンスを生かす必要がある。国際競争力を有する産業の創出、育成に成功して初めて、欧州・地中海自由貿易圏はエジプトにとって魅力的な地域経済圏となりうるからである。仮にエジプトが変革を逡巡し、バルセロナ・プロセスから離脱すれば、たとえば経済構造の似た地中海アラブ諸国の農産品や繊維製品に対して、エジプトのそれはEU市場で競えなくなり、既得権益を失うだろう。また潜在的に誘致しえたFDIもエジプトを避けるようになりかねない。その意味で、バルセロナ・プロセスについては積極的に取り組む以外に、エジプトには残された選択肢も時間的猶予もないといえる。

一方で、最大の経済パートナー EUとの連合協定が成功すれば、マルチのレベルでの自由化にも弾みがつく。エジプトが国家統制的経済から市場主義

経済へ移行し、世界経済への統合を推進するうえで、連合協定のもつ意味は改めて大きい。

〔注〕

- (1) 欧州の統合過程において、その統合主体は同一でありながら、その形態および名称はEEC（欧州経済共同体）→EC（欧州共同体）→EUと変遷した。本章ではこれらをとくに峻別する必要のないかぎり、統合のいずれの段階においてもEUで統一する。なお、EUは2004年5月より新たに中・東欧の10カ国を加え25カ国体制となった。
- (2) MPCとは具体的に、1995年のバルセロナ会議に参加したトルコ、キプロス、マルタ、チュニジア、モロッコ、アルジェリア、エジプト、ヨルダン、レバノン、シリア、パレスチナ自治政府、イスラエルの12カ国・地域を指す。トルコ、キプロス、マルタについてはEU加盟を前提とした連合協定を1960年代後半から1970年代前半にかけて発効しており、バルセロナ会議以降、連合協定の対象となった9カ国と区別して、それぞれ「第1世代連合協定」、「新世代連合協定」と呼ぶ。ただし、とくに断りがないかぎり後者を指すものとする。また、キプロス、マルタについては2004年5月にEU加盟が実現し、「パートナー」の範疇から外れた。
- (3) 1999年のシュツットガルトにおける第3回EU・地中海諸国外相会議以降、リビアがオブザーバー参加している。その他、モリタニア、アラブ・マグリブ同盟、アラブ連盟が特別ゲストとなっている。
- (4) 2004年5月に中・東欧10カ国がEUに加盟したことで、これら諸国がEUと結んでいたFTAは消滅、その他の国との協定は既存のEUの協定にとってかわられた。この結果、有効なFTA件数は大きく減少した。
- (5) 本章では民間のGlobal Trade Information Service社（アメリカ・サウスカロライナ州）の貿易統計データベース“World Trade Atlas”を利用する。同社はEUの国別・品目別貿易についてEU統計局（Eurostat）の貿易統計に基づいて作成している。
- (6) たとえば、2003年4月、エジプトはWTOの情報技術協定（ITA）に調印した。これにより、IT関連機器の輸入関税は原則撤廃されることになった。エジプトは域内におけるITハブを目指しており、IT集積地“Smart Village”建設などに取り組んでいる。
- (7) 欧州域内のFTAにはすでに1997年以降、30カ国が参加する汎欧州原産地累積システム（PESC）が適用されている。
- (8) ①実務、②通信、③建設・エンジニアリング、④流通、⑤教育、⑥環境、⑦金融、⑧健康関連・社会事業、⑨観光・旅行関連、⑩娯楽・文化・スポーツ、

- ①運送, ②その他。これらはさらに計155分野に細分化されている。なお、政府により直接提供されるサービスは除外されている。
- (9) MEDA計画の実行率について対象国のなかではエジプトは比較的高い水準にある。総じて実行率が低率にとどまっている理由としては、①MEDA計画は双方の交渉・合意適用をめぐる当初から遅延、②MEDAは複数年度にわたる長期的計画が多い、③地域横断的計画は複雑な手続きが必要、④援助受け入れ側の体制不備、といった点が指摘されている。
- (10) CSPは2001年に発表されたため、2002年以降の動向は反映されていない。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 浦田秀次郎編 [2002] 『FTAガイドブック』 ジェトロ。
- 福田邦夫 [1998] 「1990年代北アフリカの地域的再編成」(清水学編『中東新秩序の模索』アジア経済研究所, 137～184ページ)。
- 鈴木清巳 [2002] 「EUの対発展途上国通商政策の転換」(『世界経済評論』10月号, 18～28ページ)。
- 中東協力センター [1996] 『中東諸国からみた中東北アフリカ経済圏構想と環地中海経済圏構想』。
- ジェトロ [2002] 『2002年版 ジェトロ貿易投資白書』ジェトロ。
- [2003] 『2003年版 ジェトロ貿易投資白書』ジェトロ。
- 宮治一雄 [1997] 「EUとマグレブ3国」(『現代の中東』第22号, 3月)。
- 渡邊頼純編 [2003] 『WTOハンドブック』ジェトロ。

<外国語文献>

- Abed, George T. [1998] *Trade Liberalization and Tax Reform in the Southern Mediterranean Region*, Washington, D.C.: IMF.
- Aide a la Decision Economique (ADE) [2003] *Evaluation of Economic Co-operation between European Commission and Mediterranean Countries, Final Report*, vol.2, Europeaid.
- Dessus, Sebastien and Akiko Suwa-Eisenmann [1998] *Trade Integration with Europe: Export Diversification and Economic Growth in Egypt*, Cairo: OECD Development Center.
- European Economic Community [1977] *Cooperation Agreement between European Economic Community and the Arab Republic of Egypt*.
- European Commission [2000] *The Barcelona Process, Five Years on 1995-2000*,

Brussels.

- [2001a] *Official Text of the EU/Egypt Association Agreement*, Brussels.
- [2001b] *Egypt: Country Strategy Paper and National Indicative Program*.
- [2003] *Annual Co-operation Report: European Union/Egypt 2002*.
- Eric Philippart [2003] *The Euro-Mediterranean Partnership: Unique Features, First Results and Future Challenges*, Brussels: Center for European Policy Studies.
- Galal, Ahmed and Bernard Hoekman [1998] *Egypt and the Partnership Agreement with the EU: The Road to Maximum Benefits*, Cairo: Egyptian Center for Economic Studies (ECES).
- Galal, Ahmed and Robert Lawrence [2003] *Egypt-US and Morocco-US Free Trade Agreement*, Cairo: ECES.
- Galal, Ahmed and Samiha Fawzy [2003] "Egypt's Export Puzzle," *Arab Economic Integration: Between Hope and Reality*, Cairo: ECES, pp.38-47.
- Ghoneim, Ahmad [2000] *Determinants of the Egyptian Exports Market Access to the European Union*, Marseille: Forum Euro-Mediterraneen des Instituts Economiques (FEMISE).
- [2002] "Institutional Reform to Promote Exports: Egypt and the EU," *Institutional Reform & Economic Development in Egypt*, The American University in Cairo, pp. 105-132.
- Hoekman, Bernard and Simeon Djankov [1997] *Towards a Free Trade Agreement with the European Union: Issues and Policy Options for Egypt*, Cairo: ECES.
- Ministry of Planning [2002] *The Fifth Five-Year Plan for Socio-Economic Development (2002-2007) & First Year*, Cairo: Arab Republic of Egypt.
- Mohieldin, Mahmoud [1997] *The Egypt-EU Partnership Agreement and Liberalization of Services*, Cairo: ECES.
- Omar Abu Steit [2003] "Egypt's Free Trade Agreements," JETRO-Cairo (ジェットロ内資料).
- UNCTAD [2003] *World Investment Report 2002*, Geneva.